

○通信委員会
内閣提出法律案（八件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院 委員会 付託	参議院 委員会 議決	衆議院 委員会 付託	衆議院 委員会 議決	備考
27※	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案	衆	五、二、二五	五、二、二五 付託	五、五、一八 議決	五、二、一五	五、五、一八 議決	
34	電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案	参	二、一九	二、一九 付託	三、二五 議決	二、一九 付託	六、三 議決	
35	郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案	衆	二、一九	二、一九 付託	五、二、三 議決	二、一九 付託	六、三、六、四 議決	
48	郵便貯金法の一部を改正する法律案	衆	三、五	三、五 付託	五、二、五 議決	三、五 付託	五、二、九、五、二〇 議決	
49	簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	三、五	三、五 付託	六、一 議決	三、五 付託	五、二、六、五、二、六 議決	
50	簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案	衆	三、五	三、五 付託	六、一 議決	三、五 付託	五、二、六、五、二、六 議決	

(注) ※は予算関係法律案

・国会の承認を求めるの件（二件）

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
1	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件	衆	五月 二、一三	参議院 付託 五月 二、一三 議決 五月 三、一九 承認	衆議院 付託 五月 二、一三 議決 五月 三、一九 承認	

番号	件名	先議院	提出日	参議院	衆議院	備考
71	電波法の一部を改正する法律案	衆	五月 三、五	参議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、一 可決	衆議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、二 可決	
51	簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案	衆	五月 三、五	参議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、一 可決	衆議院 付託 五月 三、五 議決 五月 六、二 可決	

・NHK決算（二件）

日本放送協会平成三年度 財産目録、貸借対照表及 び損益計算書並びにこれ に関する説明書	件名	
	提出 月日	五 二 二
五 二 二	委員会 付託	参 議 院
	委員会 議決	
	本会議 議決	衆 議 院
五 二 二	委員会 付託	
	委員会 議決	衆 議 院
	本会議 議決	
	備考	

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用
円滑化事業の推進に関する法律案（閣法第二七号）

要旨

本法律案は、社会経済の情報化の進展に伴い身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、電気通信役務並びに放送及び有線放送の役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、当該利便の増進に著しく寄与する通信・放送身体障害者利用円滑化事業を推進する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、通信・放送役務、通信・放送身体障害者利用円滑化事業等を定義する。
- 二、郵政大臣は、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進に関する基本的な方向及び通信・放送身体障害者利用円滑化事業の内容等に関して基本方針を定める。
- 三、通信・放送機構の業務として、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金の交付、郵政大臣及び大蔵大臣が指定する金融機関が行う通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の貸付けについての利子補給金の支給、通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関

する情報の提供等の業務を追加する。

四、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、社会経済の情報化の進展に伴い、身体障害者の電気通信の利用の機会を確保することの必要性が増大していることにかんがみ、通信・放送役務の利用に関する身体障害者の利便の増進を図るため、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、通信・放送機構の業務に通信・放送身体障害者利用円滑化事業野実施を推進するために必要な業務を追加する等を行うものであります。

委員会におきましては、情報通信利用格差是正の状況、文字放送の現状、字幕放送、解説放送の拡充方策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

要旨

本法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、電気通信基盤充実臨時措置法の目的として、信頼性向上施設の整備を促進する措置を講ずることを追加する。
- 二、信頼性向上施設とは、電気通信業の用に供する施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるためのものをいうものとし、信頼性向上施設整備事業とは、信頼性向上施設の整備を行う事業をいうものとする。
- 三、通信・放送機構の業務の特例として、通信・放送機構が、通信・放送機構法第二十八条第一項に規定する業務の特例として

行う業務に、信頼性向上施設整備事業の実施に必要な資金を調達するために発行する社債及び当該資金の借入れに係る債務の保証を行うことを追加する。

四、本法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二案件につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案は、電気通信システムの信頼性の向上を図るため、電気通信基盤充実事業に信頼性向上施設整備事業を加えるとともに、通信・放送機構の業務に信頼性向上施設整備事業の実施を促進するために必要な業務を追加しようとするものであります。

委員会におきましては、電気通信基盤充実事業の推進状況、通信・放送機構を通じた支援のあり方、情報通信基盤整備の将来展望のほか、通信、放送をめぐる諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める

の件は、日本放送協会の平成五年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めようとするものであります。

その概要は、まず、一般勘定の事業収支におきまして、収入五千五百三十六億七千万円、支出五千三百二十四億九千万円となっており、この事業収支差金二百一億八千万円のうち、百六十六億二千万円を資本支出に充当し、残余の四十五億六千万円を翌年度以降の財政安定のための繰越金としております。

また、事業計画につきましては、補完衛星の製作・打上げ計画の継続、放送施設及び放送会館等の整備、放送番組の充実刷新と国際放送の受信改善、受信料制度の周知徹底と積極的・効果的な営業活動などにその重点を置いております。

なお、本件はおおむね適当なものと認める旨の郵政大臣の意見が付されております。

委員会におきましては、公共放送の使命に徹した公正な報道と豊かな放送番組の提供、次期放送衛星調達への取り組み、二十一世紀を展望したNHKの将来構想等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本件に対し附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。

郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第三五号)

要旨

本法律案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、郵政大臣は、郵便切手等を海外において販売するのに必要な資力、知識、経験及び信用を有する者のうちから郵便切手等海外販売者を選定し、その業務を委託することができること。

二、郵便切手等海外販売者は、郵便切手等を郵政省から買い受け、定価に相当する価格で公平に販売しなければならないこと。

三、本法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便切手類販売所等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、逡信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便切手等に対する海外における需要にこたえる等のため、郵政大臣が郵便切手等の海外における販売に関する業務をその委託する者に行わせることができることとするものであります。

委員会におきましては、切手文化の健全な普及方策、多様な郵便サービス提供の必要性、郵便事業運営の進め方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目からなる附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第四八号）

要旨

本法律案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて

金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資する等のため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするとともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の一の預金者の貯金総額の制限額を五百万円から五百五十万円に、これらの郵便貯金のうち勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るものを三百五十万円から三百八十五万円に引き上げること。

二、定額郵便貯金の利率は、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定めるものとする。

三、定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより郵政大臣が定めるものとする。

四、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えること。

五、本法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一に係る改正規定は平成六年一月一日から、四に係る改正規定は公布の日から、それぞれ施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました郵便貯金法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、郵便貯金の預金者に対し利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営確保に資する等のため、定額郵便貯金の利率を市場金利を勘案して郵政大臣が定めることとするともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用範囲を拡大すること等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、郵便貯金事業のあり方、金融自由化と預金者の利益確保、定額郵便貯金の商品性等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第四九号）

要旨

本法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、所要の措置を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、保険期間の満了等により保険金の支払をする養老保険と保険契約者が死亡した日から年金の支払をする定期年金保険を一体として提供する簡易生命保険を設けること。
- 二、この簡易生命保険については、加入申込み時に保険契約者の健康状態について告知を受けるようにすること。
- 三、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、近年における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、保険期間の満了等により保険金の支払いをする養老保険と保険契約者が死亡した日から年金の支払をす

る定期年金保険を一体として提供する簡易生命保険を設けるなどの措置を講じようとするものであります。

次に、簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し資金の一層の効率的運用を図るため、簡易生命保険特別会計の積立金の運用範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えようとするものであります。

次に、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案は、加入者に対する福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進を図るための事業に対し助成金の支払いを簡易保険福祉事業団の業務に追加しようとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、簡易保険事業のあり方、簡保積立金の運用の多様化、加入者福祉施設の拡充等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、三法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三法律案に対し、四点にわたる附帯決議を行いました。
以上 御報告申し上げます。

簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五〇号）

要旨

本法律案は、金融・経済環境の変化に適切に対応し、資金の一層の効率的運用を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易生命保険特別会計の積立金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えること。

二、本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法の一部を改正する法律案（閣法第五一号）

要旨

本法律案は、簡易生命保険の加入者の福祉の増進を図るため、簡易保険福祉事業団に「かんぽ健康増進支援事業（仮称）」を行

わせることとし、簡易保険福祉事業団法及び簡易生命保険法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、簡易保険福祉事業団法の一部改正

加入者の福祉の増進を目的とする民法第三十四条法人が行う加入者の健康の保持増進のための事業に対する助成金の支給を簡易保険福祉事業団の業務に追加すること。

二、簡易生命保険法の一部改正

加入者福祉施設を加入者以外の者に利用させる場合の規定について、簡易保険福祉事業団の行う助成金の支給については適用しないこととすること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

前ページ参照

電波法の一部を改正する法律案（閣法第七一号）

要旨

本法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュ

ア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものである。

一、無線局の免許申請者の欠格事由の緩和

アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について、外国人等であることを免許付与の欠格事由としないこととする。

二、無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化

放送をする無線局以外の無線局の免許申請については、無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法を添付書類に記載することを不要とするともに、財政的基礎に関する審査を行わないこととする。

三、技術基準適合証明の表示の除去

技術基準適合証明を受けた旨の表示が付されている特定無線設備の変更の工事をした者は、郵政省令で定める方法により、その表示を除去しなければならないこととする。

四、特定周波数無線設備が特定不法開設局に使用されることの防
止

1 郵政大臣は、不法に開設される無線局のうち特定の範囲の周波数の電波を使用するもの（特定不法開設局）が著しく多数であると認められる場合において、その特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備のうち特定不法開設局に使用されるおそれが少ないもの等を除いたもの（特定周波数無線設備）が広く販売されているため、特定不法開設局の数を減少させることが容易でないと認めるときは、郵政省令で、その特定周波数無線設備を特定不法開設局に使用されることを防止すべき無線設備として指定することができることとする。

2 指定された無線設備（指定無線設備）の小売を業とする者（指定無線設備小売業者）が指定無線設備を販売するとき、販売契約を締結するまでの間に、その相手方に対して、無線局の免許を受けなければならない旨を、告げ、又は示すとともに、販売契約を締結したときは、無線局を不法に開設した場合の罰則等を記載した書面を購入者に交付しなければならぬこととする。

3 郵政大臣は、指定無線設備小売業者が2の規定に違反した場合において、特定不法開設局の開設を助長して無線通信の秩序の維持を妨げることとなると認めるときは、その指定無

線設備小売業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができることとする。

五、その他、所要の規定の整備をすることとする。

六、施行期日

本法律は、平成六年四月一日から施行することとする。ただし、無線局の免許申請者の欠格事由の緩和に関する事項及び無線局の免許申請に係る審査事項の簡素化に関する事項については、公布の日から施行することとする。

委員長報告

ただいま議題となりました電波法の一部を改正する法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国内外の国際化の進展にかんがみ、アマチュア無線局及び陸上を移動する無線局等について外国人等であることとを免許付与の欠格事由としないこととするほか、行政事務の簡素合理化を図るため、放送をする無線局以外の無線局の免許申請については財政的基礎に関する審査を行わないこととするともに、不法な無線局の増加に対処するため、特定の範囲の周波数の電波を使用する無線設備の小売業者に対し無線局の免許に関する事項の告知義務を定め、及び技術基準適合証明の表示の除去に関

する規定を設ける等のための所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、電波に関する規制の緩和、不法開設局への対応策、今後の電波行政の在り方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、五項目からなる附帯決議案が提出され、本委員会の決議とすることに決しました。

以上、御報告申し上げます。